

市有施設脱炭素化方針

2026 年 4 月

産業部カーボンニュートラル推進課

目 次

第1章 市有施設脱炭素化方針について	1
第2章 国の動向	2
第3章 市有施設の削減目標	3
第4章 対象施設	5
第5章 基本方針	6
【方針1】市有施設のZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化	6
【方針2】照明のLED化	8
【方針3】屋上などへの太陽光発電設備の導入	10
【方針4】公用車の電動化	12
【方針5】エネルギー転換	13
【方針6】既存設備の高効率化	14
【方針7】再生可能エネルギー電力の調達	15
【方針8】非エネルギー起源の温室効果ガスの削減	16
【方針9】カーボンクレジットの創出・利用	17
第6章 方針の実施体制	19
第7章 取り組みの進捗状況の確認	19
第8章 財源	19
第9章 方針の施行及び改定	19

第1章 市有施設脱炭素化方針について

本市は、2050 年度までに温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルの実現を目指す中、国が「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（以下「政府実行計画」）を 2025 年 2 月に改定したことを踏まえ、2026 年 3 月に「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）[2026]」を策定しました。

「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）[2026]」では、2040 年度における市有施設の運営などに伴う温室効果ガスの排出削減目標を 2013 年度比 79%と定めています。

この目標は「政府実行計画」と同等であり、目標の達成には、エネルギー起源の二酸化炭素排出量を 112, 211t-CO₂、非エネルギー起源の二酸化炭素排出量を 27, 505t-CO₂削減し、さらにカーボンクレジットにより 40, 470 t-CO₂をオフセットする必要があります。

このため、「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づく基本方針に関して、全庁を挙げて取組んでいくための指針として 2023 年に定めた「市有施設脱炭素化方針」を改定しました。

本方針では、市有施設の脱炭素化に向け、関係部局の役割や施設改修、設備更新などの方向性を示しています。

今後、カーボンニュートラル推進課が司令塔となり、本方針に基づき、関係各課とともに必要な取組みを計画的かつ効果的に進めていきます。

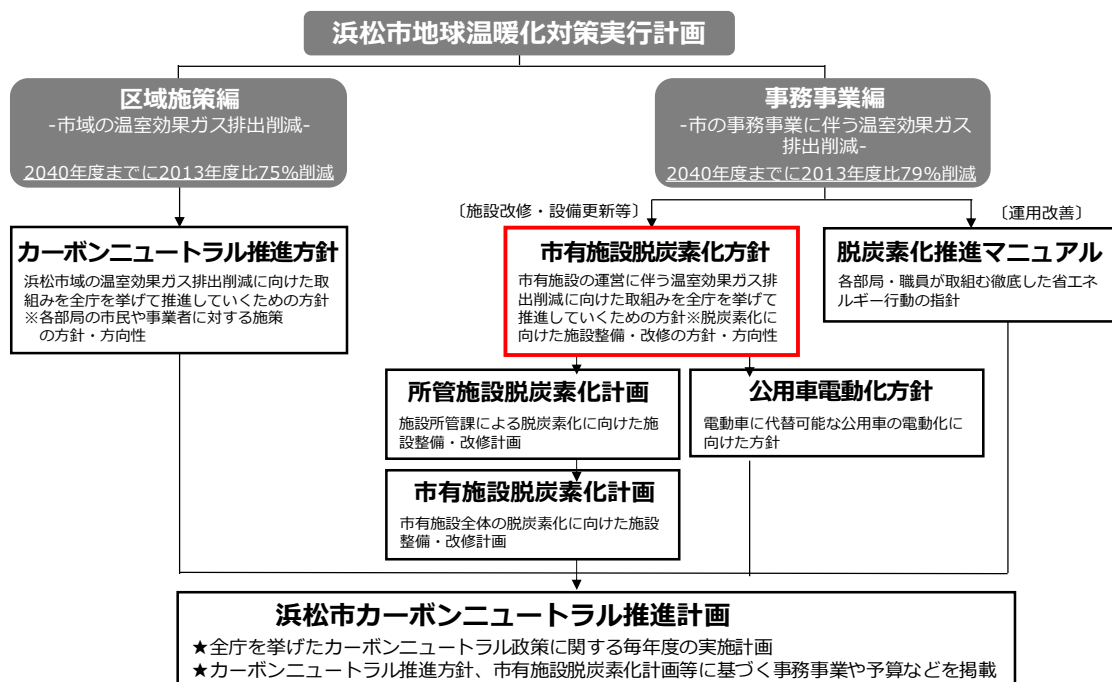


図 1 「浜松市地球温暖化対策実行計画」推進体系

第2章 国の動向

2025 年 2 月に閣議決定された「政府実行計画」では、2035 年度に 65%削減・2040 年度に 79%削減（それぞれ 2013 年度比）の新たな目標を設定し、目標達成に向けて取組みを強化するとしており、以下の取組みなどが盛り込まれています。

- ・ 2030 年度には設置可能な政府保有の建築物（敷地含む）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置、2040 年度に 100%設置することを目指す。
- ・ 今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。また、既存建築物について省エネ対策を徹底する。
- ・ 代替可能な電動車がない場合等を除き、新規導入・更新については全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年までに全て電動車とする。

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、
ハイブリッド自動車

- ・ 既存施設を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。
- ・ 2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とし、2040 年度には 80%以上を脱炭素電源由来の電力とする。

第3章 市有施設の温室効果ガス排出量削減目標

1 2050 年度の目標

市有施設の運営に伴う温室効果ガス排出量を実質ゼロとします。

2 2030 年度・2035 年度・2040 年度の目標

市有施設の運営に伴う温室効果ガス排出量を、2013 年度比で 2030 年度 55%、2035 年度 65%、2040 年度に 79%削減することを目標とします。

2013 年度比で 2030 年度 55%、2035 年度 65%、2040 年度 79%削減
 基準年度 228,084t-CO₂ から、2030 年度までに 125,446t-CO₂、2035 年度までに 148,255t-CO₂、2040 年度までに 180,186t-CO₂ を削減します。

【削減目標】

(t-CO₂)

区 分		2013 年度 【基準年度】 排出量	2030 年度 【目標年度】 排出量	2035 年度 【目標年度】 排出量	2040 年度 【目標年度】 排出量
エネルギー起源の二酸化炭素					
①	施設運営に伴う排出量	116,933	26,793 (▲77%)	21,776 (▲81%)	5,282 (▲95%)
②	公用車の利用に伴う排出量	2,608	2,048 (▲21%)	2,048 (▲21%)	2,048 (▲21%)
非エネルギー起源の二酸化炭素					
③	二酸化炭素	85,260	69,325 (▲19%)	67,663 (▲21%)	66,001 (▲23%)
非エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガス					
④	メタン	2,440	2,781 (+14%)	2,781 (+14%)	2,781 (+14%)
	一酸化二窒素	20,808	12,231 (▲41%)	12,231 (▲41%)	12,231 (▲41%)
	代替フロン等 4 ガス分野	36	26 (▲26%)	26 (▲26%)	26 (▲26%)
合計		228,084	113,203	106,525	88,368
クレジット利用			10,565	26,696	40,470
排出量		228,084	102,638 (▲55%)	79,829 (▲65%)	47,898 (▲79%)

※ () 内は削減目標

①施設運営に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量

「施設運営に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量」は、2013 年度比で 2030 年度に 77%削減、2035 年度に 81%削減、2040 年度に 95%削減することを目標とします。

2013 年度比で 2030 年度 77%、2035 年度 81%、2040 年度 95%削減

基準年度 116,933t-CO₂ から、2030 年度までに 90,140t-CO₂、2035 年度までに 95,156t-CO₂、2040 年度までに 111,651t-CO₂ 削減を目指します。

②公用車の利用に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量

「公用車の利用に伴うエネルギー起源の二酸化炭素排出量」は、2013 年度比で 2030 年度、2035 年度、2040 年度全てにおいて 21%削減することを目標とします。

2013 年度比で 2030 年度以降 21%削減

基準年度 2,608t-CO₂ から 561t-CO₂ 削減を目指します。

③非エネルギー起源の二酸化炭素排出量

「非エネルギー起源の二酸化炭素排出量」は、2013 年度比で 2030 年度に 19%削減、2035 年度に 21%削減、2040 年度に 23%削減することを目標とします。

2013 年度比で 2030 年度 19%、2035 年度 21%、2040 年度 23%削減

基準年度 85,260t-CO₂ から、2030 年度までに 15,935t-CO₂、2035 年度までに 17,597t-CO₂、2040 年度までに 19,259t-CO₂ 削減を目指します。

④非エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量

メタンは 2040 年まで直近年度である 2024 年度の排出量維持を目標とし、一酸化二窒素は、2030 年度、2035 年度、2040 年度全てにおいて 2013 年度比で 41%削減することを目標とし、代替フロン等 4 ガスは、2013 年度比で 2030 年度、2035 年度、2040 年度全てにおいて 2013 年度比で 26%削減することを目標とします。

「非エネルギー起源の二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量」全体としては、2030 年度、2035 年度、2040 年度全てにおいて 2013 年度比で 35%削減することを目標とします。

2013 年度比で 2030 年度以降 35%削減

基準年度 23,284t-CO₂ から 8,246t-CO₂ 削減を目指します。

第4章 対象施設

2050 年度に存在する全市有施設のうち、行政財産（企業会計および特別会計並びに普通財産のうち事業財産を含む）

第5章 基本方針

【方針 1】市有施設の ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化

- ①施設の新設又は建替時は、ZEB Ready 以上とし、『ZEB』を目指します。
- ②施設の改修時（長寿命化事業等）は原則として ZEB Ready 以上とします。

ZEB ランク	一次エネルギー消費量削減率	
	省エネのみ	創エネを含む
『ZEB』	50%以上	100%以上
Nearly ZEB	50%以上	75%以上
ZEB Ready	50%以上	—

1 ZEB の実現に向けた検討順序

- ①施設の新築・建替や大規模改修を予定している部署においては、事前にカーボンニュートラル推進課と ZEB 化に関する調整をしたうえで、建設工事関連業務を進めることとします。
- ②既に新設、建替、大規模改修済であり、今後当面の大規模な改修予定が無い施設についても、2050 年までの期間において生じ得る小規模な修繕時には ZEB 化及び以下の検討を行うこととします。（基本方針 6 とも関連）
 - (1) パッシブ技術によってエネルギーの需要を減らす
 - ・日射遮蔽（庇、ルーバー等）
 - ・昼光利用（自然採光）
 - ・外皮性能向上（複層ガラス化、屋根、壁、床等への高性能断熱材の使用等）
 - ・自然換気 など
 - (2) アクティブ技術によってエネルギーを効率的に使用する
 - ・高効率照明（LED 等）
 - ・高効率空調 など
 - (3) 使用するエネルギーを創エネ技術で賄う
 - ・太陽光発電
 - ・バイオマス発電 など

2 創エネ設備の設置検討

太陽光発電設備などの創エネ設備については、新設、建替、改修のいずれの場合においても設置の可能性を検討するものとしますが、投資回収期間などのコスト面のほか、パネルにかかる日陰の状況、周辺環境への影響などを踏まえて判断を行うものとします。（基本方針 3 とも関連）

3 2024 年度から 2040 年度までの年間削減量

372t-CO₂/年の削減

※ZEB 化により一次エネルギー消費量が 50%されると仮定し、今後 ZEB 化する施設の温室効果ガス排出量を 1/2 として算出。

【方針 2】 照明の LED 化

施設の照明を 2030 年度までに全て LED 化します。

1 2024 年度時点の全庁調査の結果

	全照明台数 (A)	LED 台数 (B) (内数)	LED 化率 (C) = (B) / (A)	対象照明台数 (D) = (A) - (B)
市長部局 消防 教育委員会※	175, 669	101, 536	57. 8%	74, 133
上下水道部	14, 916	3, 355	22. 5%	11, 561
小計	190, 585	104, 891	55. 0%	85, 694

※小・中学校を除く。

2 LED 化工事の実施主体

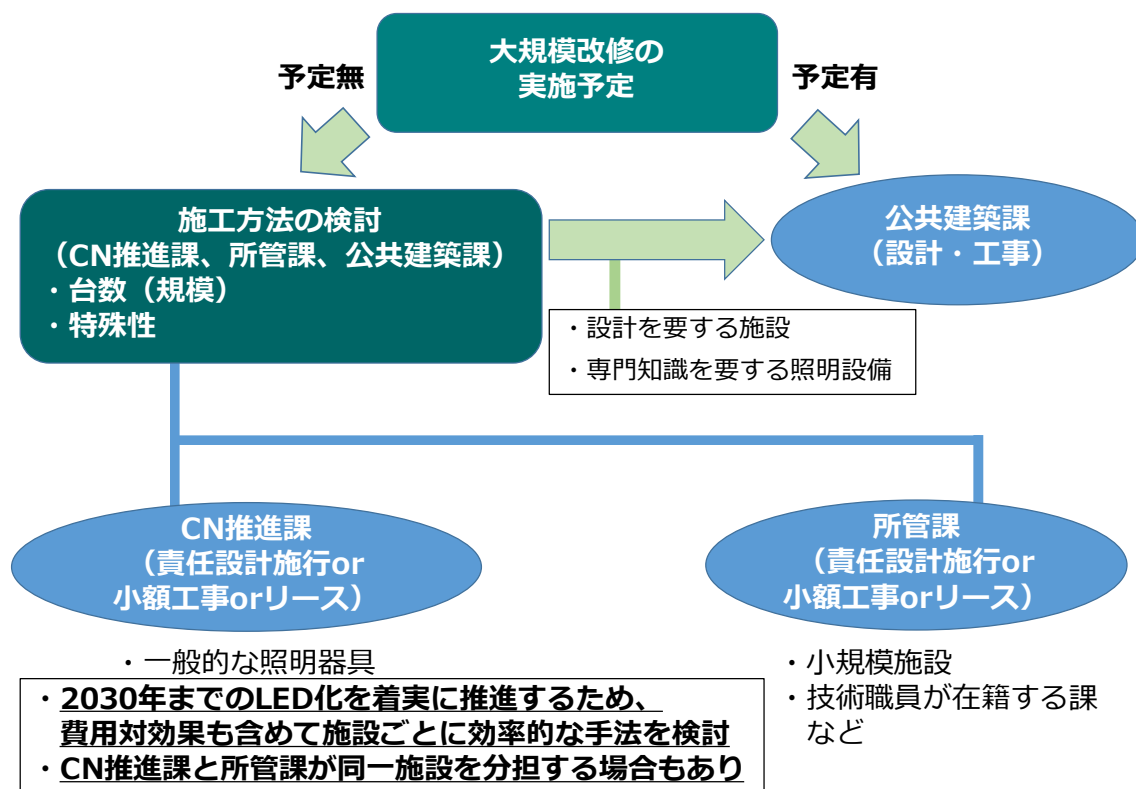
下表の施設については、所管課にて実施を原則とします。

実施手法については、工事を基本としますが、対象施設数が多いなど、2030 年度までの更新が困難な特殊事情がある場合には、カーボンニュートラル推進課と協議し、地域経済への貢献度、コスト面なども考慮して、リース等の手法も検討することとします。

所管課	対象施設
アセットマネジメント推進課	本庁舎、鴨江分庁舎、元目分庁舎
教育施設課	小・中学校施設
上下水道部	上下水道施設
病院管理課	医療センター、リハビリテーション病院
佐久間病院	佐久間病院、山香診療所、浦川診療所
情報システム課	地域情報センター
動物園	動物園
住宅課	市営住宅
創造都市・文化振興課	アクトシティ浜松（A、C、D ゾーン）
市街地整備課	市営駐車場
土木部（土木整備事務所等）	道路照明
スポーツ振興課	屋内外スポーツ施設の高所照明設備 （総合体育館、テニス場、サッカー場、野球場、 小・中学校のグラウンド等）

所管課	対象施設
その他（各所管課）	展示施設（文化財施設、市博物館、市美術館、秋野不矩美術館）、舞台・ステージ照明、文化ホール等の客席照明

上記以外の施設は、原則として以下のフローに従い、実施主体、方法を決定することとします。



3 目標対象除外施設

- ・ 普通財産
- ・ 大規模改修など、LED化を同時に実施予定の施設
- ・ 今後の複合化・廃止など施設の継続が未確定な施設

4 2024年度から2040年度までの年間削減量

2,314t-CO₂/年の削減

※2025年度以降にLED化の対象となる照明の電力削減量から算出。

【方針3】屋上などへの太陽光発電設備の導入

太陽光発電設備が導入可能な施設に対し、2030 年度に 95%、2040 年に 100% 導入します。

1 対象施設

これまでの太陽光発電設置可能性調査や PPA 方式による実施状況、設備業者への聞き取りなどから、太陽光発電設備導入可能施設は 137 施設まで絞り込んでおり、既に太陽光発電設備を設置した施設は 2025 年度末時点で 125 施設であることから、2040 年度までに 12 施設への導入を進めます。

なお、その他の施設においても、施設の新設や大規模改修、次世代型太陽電池の普及状況などを踏まえ、太陽光発電設備の導入が可能となった施設へ積極的に導入していきます。そのため、太陽光発電設備導入の候補となる施設については、屋根上等に容易に太陽光発電設備が設置できるよう、カーボンニュートラル推進課と調整のうえ、設計を進めます。

導入可能※施設（2026 年時点）

市長部局 消防 教育委員会	天竜壬生ホール、雄踏文化センター、天竜学校給食センター 浜北学校給食センター、引佐総合体育館
上下水道部	住吉庁舎、常光浄水場、大原浄水場、舘山寺浄化センター 都田中継ポンプ場、細江浄化センター、浜名中継ポンプ場

※カーボンニュートラル推進課又は施設所管課による可能性調査等で抽出した現時点での導入可能施設のため、今後、増減する可能性があります。

2 導入に向けた手法

導入施設、スケジュールについてはカーボンニュートラル推進課が施設所管課と協議することとし、検討にあたっては以下の考え方を基本とします。

なお、事業の実施主体についても協議の中で決めていきます。

- (1) 太陽光発電設備の設置可能容量が概ね 30kW 以上の施設については、PPA（太陽光発電設備の第三者所有モデル）等での設置可能性を優先検討し、コスト面を含め設置の判断を行うものとします。PPA が困難な場合は、自己所有型での設置の必要性等を個別に判断します。
- (2) 上記以外の施設（設置可能容量 30kW 未満）については、設置の必要性や施設の電力消費量を考慮した上で設置方法を個別に判断します。

3 次世代型太陽光電池の導入検討

ペロブスカイトなどの次世代型太陽電池の導入についても、今後の製造メーカーからの供給状況や国の支援制度などの状況を踏まえて検討していきます。

4 2024 年度から 2040 年度までの年間削減量

325t-CO₂/年の削減

※太陽光発電導入可能施設への導入による、電力削減量から算出。

【方針4】 公用車の電動化

2030 年度までに代替可能な全ての公用車（普通・小型自動車、軽自動車）を電動車とします。

※電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車

1 考え方

リース期間満了・購入車両の更新に合わせて、電動車に代替可能な公用車（普通・小型自動車、軽自動車）を 2030 年度までに電動車とします。

電動化にあたっては、2025 年度に公用車の電動化の具体的な指針として策定した「公用車電動化方針」に基づき、計画的に導入を進めます。

なお、電動化の対象としない公用車（特殊用途車、バス、普通・小型貨物車など）は、エコドライブを徹底します。

また、電気自動車の導入にあたり、原則として駐車場に充電器を設置します。

2 導入、管理方針

「公用車電動化方針」及び「公用車電動化方針（補足資料）」を参照。

3 全公用車両台数

2025 年度調査結果

	車両台数	備考
全公用車	1,315 台	—
電動化不可車両	728 台	※1 : 561 台 ※2 : 167 台
HEV・PHEV 車	492 台	既存：140 台 新規：352 台
BEV 車	94 台	既存：16 台 新規：78 台
FCV 車	1 台	既存：1 台

※1：消防車、救急車、塵芥車などの特殊車両、トラック、ダンプ、ワンボックスなど

※2：軽自動車（箱型）のうち、1 日当たりの航続距離が長い、4WD 車が必要、災害時に使用、駐車場への充電器設置不可など

4 2024 年度から 2040 年度までの年間削減量

281t-CO₂/年の削減

※HEV の導入（30%削減）、BEV の導入（100%削減）、エコドライブによる燃費改善（5%）により算出。

【方針 5】 エネルギー転換

- ①重油、軽油、灯油等の化石燃料を使用している設備を改修する際は、原則として電化を進めます。
- ②電化が困難な設備については、二酸化炭素の排出が少ない都市ガス又は LP ガスへの転換を進めます。
- ③電化やガスへの燃料転換が困難な設備については、バイオマス燃料や水素燃料への切り替えを検討します。
- ④調達するガスについては、2030 年度に 80%、2040 年度に 100%をカーボン・オフセットガスとします。

1 エネルギー転換の実施順序

(1) 電化

施設の大規模改修や設備の老朽化などに伴う空調設備や給湯機器などの更新時には、重油や軽油、灯油、LP ガス、都市ガスなどの化石燃料を使用する設備について、電気設備への転換を優先的に進めます。

また、設備を新規導入する際は、電気を動力源とする商品・製品がない場合や電気を動力源とする商品・製品では目的が達成されない場合などを除き、原則として電気を動力源とする設備とします。

(2) 燃料転換

高温域での熱利用やイニシャルコスト、ランニングコストなどの要因により、電化が困難な設備については、原則として二酸化炭素の排出が少ない都市ガス又は LP ガスへの燃料転換を進めます。

また、清掃工場や下水処理場の焼却炉で使用する助燃剤の見直しについては、カーボンニュートラル推進課と関係課により検討を進めます。

2 カーボン・オフセットガスの調達

ガスを使用する設備については、原則として市内の森林や再生可能エネルギー由来の J-クレジットを用いたカーボン・オフセットガスを、「市有施設脱炭素化計画」に基づき調達します。

3 2024 年度から 2040 年度までの年間削減量

24,864t-CO₂ の削減

※灯油、A 重油、LPG、都市ガスの使用量の 10%を電化、灯油・A 重油の使用量の 10%を都市ガスへ転換することによる削減量を算出。

【方針 6】 既存設備の高効率化

大規模改修や設備の老朽化に伴う更新時には、既存設備をより高効率な設備に更新します。

1 考え方

施設の大規模改修や設備の老朽化などに伴う空調設備や給湯機器などの更新時には、既存の設備よりも省エネ効果が高いことはもちろんのこと、同様の性能の設備のうち、より高効率な設備や方式を選択します。

また、市有施設に設置した 125 ヶ所の太陽光発電設備のうち 78 ヶ所が設置後 10 年以上経過することから、太陽光発電設備に付随するパワーコンディショナーの劣化状況を確認し、太陽光パネルの耐用年数なども考慮し、更新を進めます。

清掃工場や下水処理場などにおける焼却炉などの大規模な施設の更新時には、温室効果ガスの排出量がより少ない焼却方式を優先的に選定します。

その他、窓の交換や壁・天井の修繕などの小規模な工事においても、より断熱性能の高い部材とするなど、高効率化を進めます。

2 導入に向けた手法

施設・設備更新における設計時には、既存の設備より CO₂ 排出削減効果の高い機種や、より高効率な機種、高断熱な窓や外皮に更新されるように仕様を定める。

3 2024 年度から 2040 年度までの年間削減量

4,909t-CO₂/年の削減

※清掃工場の更新に伴う削減量を算出。

【方針 7】 再生可能エネルギー電力の調達

- ①調達する電力について、2030 年までに 80%、2040 年までに 100%を再生可能エネルギー電力（実質再生可能エネルギー100%電力）とします。
- ②再生可能エネルギー電力は、原則として地域の再生可能エネルギー設備により発電されたものを調達し、電力の地産地消を推進します。

1 考え方

施設の運営に伴うエネルギー使用に起因する温室効果ガス排出量の 2030 年と 2040 年における削減目標は、2013 年度比で 2030 年は 77%（90,140t-CO₂）削減、2040 年は 95%（111,651t-CO₂）削減となっており、これは上記の方針 1 から 6 の取組みを徹底しても達成は厳しいものと予想されます。

このため、各施設に供給されている電力を順次、再生可能エネルギー由来電力に切り替えていき、2040 年には、調達する電力を実質再生可能エネルギー100%電力とします。

2 実質再生可能エネルギー100%電力の調達

原則として地域の再生可能エネルギー設備により発電された電力を、「市有施設脱炭素化計画」に基づき計画的に調達し、電力の地産地消を推進します。

3 2024 年度から 2040 年度までの年間削減量

52,343t-CO₂/年の削減

※照明の LED 化や太陽光発電の導入、設備のエネルギー転換などを考慮した 2040 年度の電力調達量から算出。

【方針 8】 非エネルギー起源の温室効果ガスの削減

非エネルギー起源の二酸化炭素、空調機器に使用しているフロン類、下水・し尿処理や一般廃棄物の処理過程で排出されるメタン、焼却や燃料の燃焼過程などから排出される一酸化二窒素について、ガスの種別に応じた削減をします。

1 考え方

(1) 廃プラスチック類の減量

非エネルギー起源の二酸化炭素は、一般廃棄物（もえるごみ、もえないごみ・連絡ごみ中の破碎可燃）として出されたプラスチック類や合成繊維の焼却に伴い排出され、2024 年度の排出量は 78,318t-CO₂ となっており、事務事業に伴う排出量 192,051t-CO₂ の約 41%を占めます。しかし、排出される CO₂ は市民が生活する上で必ず発生する廃棄物を起因とするものであることから、一律の削減は容易ではありません。

そのため、カーボンニュートラル推進課と関係課により、廃プラスチック削減に向けた具体的な施策の検討を進めます。

(2) 下水・し尿などの処理過程や汚泥の焼却過程の見直し

下水・し尿などの処理過程や汚泥の燃焼過程に伴い副次的にメタンと一酸化二窒素が排出され、2024 年度の排出量は 17,327t-CO₂ となっており、事務事業に伴うメタンと一酸化二窒素の排出量 18,004t-CO₂ の約 96%を占めます。これらの多くも、市民が生活する上で必ず発生する排水等を起因とするものであることから、削減は容易ではありません。

こうしたメタンや一酸化二窒素の削減対策として、焼却温度を上げること（高温焼却の実施）や、更新時に N₂O 排出抑制型の新型焼却炉の導入などを行います。

(3) フロン使用機器の適正使用など

空調機器や冷蔵・冷凍機器などの冷媒として使用されているフロン類は、強い温室効果（二酸化炭素の数百倍から一万数千倍）があります。そのため、空調や冷蔵設備などの点検の徹底や早期の修繕、老朽機器の更新により、フロンの漏洩を防止します。

また、冷凍庫の更新時には、自然冷媒を使用した製品の導入を検討します。

2 2024 年度から 2040 年度までの年間削減量

15,954t-CO₂/年の削減

※ごみ減量の推進や下水汚泥焼却施設の更新に伴う排出量の削減などから算出。

【方針 9】カーボンクレジットの創出・利用

太陽光発電設備の設置などに対して補助金を交付した家庭の環境価値をクレジット化するとともに、排出が避けられない温室効果ガスを原則として市内の J-クレジットでオフセットします。

1 カーボンクレジットの創出

再生可能エネルギー由来のクレジットとして、太陽光発電設備等の設置に対して補助金を交付した家庭から環境価値（二酸化炭素排出削減量）を譲り受け、国の J-クレジット制度により、カーボンクレジット化します。

家庭用太陽光発電設備導入による J-クレジット創出事業では、毎年約 500～600 世帯（年間 CO₂ 削減量約 763t 分）が 8 年間のプロジェクトに毎年参画すると想定しており、最大で年間 6,104t 分のクレジット創出が見込まれます。

創出したクレジットは J-クレジット制度上で長期保管が可能となるため、オフセットが必要となるタイミングで活用します。

家庭用太陽光発電設備導入に関する J-クレジット創出量（イメージ）

補助金の 年度	1 年目 (2026 年)	2 年目 (2027 年)	3 年目 (2028 年)	4 年目 (2029 年)	5 年目 (2030 年)	6 年目 (2031 年)	7 年目 (2032 年)	8 年目 (2033 年)	9 年目 (2034 年)
R7	763 t	763 t	763 t	763 t	763 t	763 t	763 t	763 t	—
R8	—	763 t	763 t	763 t	763 t	763 t	763 t	763 t	763 t
R9	—	—	763 t	763 t	763 t	763 t	763 t	763 t	763 t
R10	—	—	—	763 t	763 t	763 t	763 t	763 t	763 t
R11	—	—	—	—	763 t	763 t	763 t	763 t	763 t
R12	—	—	—	—	—	763 t	763 t	763 t	763 t
R13	—	—	—	—	—	—	763 t	763 t	763 t
R14	—	—	—	—	—	—	—	763 t	763 t
R15	—	—	—	—	—	—	—	—	763 t
年間創出量	763 t	1,526 t	2,289 t	3,052 t	3,815 t	4,578 t	5,341 t	6,104 t	6,104 t
累計	763 t	2,289 t	4,578 t	7,630 t	11,445 t	16,023 t	21,364 t	27,468 t	33,572 t

2 J-クレジットの利用

カーボンオフセットは、徹底した省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限導入などを実施した上で、排出が避けられない非エネルギー起源の温室効果ガスに対する最終的な手段であるため、全庁を挙げて本方針に定める基本方針 1～9 及び「脱炭素化推進マニュアル」に基づく運用改善に取組み、市有施設から排出される温室効果ガスを削減します。

3 2040 年度のカーボンのクレジット利用量

40,470t-CO₂/年の利用

※2040 年度温室効果ガス排出量目標から各方針に基づき算出した削減量を除いて算出。

第6章 方針の実施体制

1 市有（所管）施設脱炭素化計画

施設所管課は、本方針に基づき、施設改修や設備更新を盛り込んだ「所管施設脱炭素化計画」を作成します。

カーボンニュートラル推進課は、施設所管課が作成した「所管施設脱炭素化計画」を取りまとめ、脱炭素化に向けた市全体の整備・改修計画となる「市有施設脱炭素化計画」を作成し、各取組みの進捗管理を行います。

2 エネルギー管理シート

施設所管課は施設ごとに「地方公共団体実行計画策定・管理支援システム（通称LAPSS）」にエネルギー使用量などを入力し、エネルギー管理シートを作成することで、施設運営に伴うエネルギー起源の温室効果ガス排出量を把握します。

また、カーボンニュートラル推進課は、施設所管課の入力内容を確認し、全施設の運営に伴うエネルギー起源の温室効果ガス排出量を算出します。

第7章 取組みの進捗状況の確認

本方針に基づく毎年度の具体的な取組みは、カーボンニュートラル推進課が全庁に照会し、「浜松市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の実施計画に位置付けている「浜松市カーボンニュートラル推進計画」において示し、市長を本部長とし全ての部局長を本部員とする「浜松市カーボンニュートラル推進本部会議」で進捗管理をしていきます。

第8章 財源

上記9つの基本方針に基づいた取組みを推進していくにあたり、生じる財政負担については国補助金等の外部資金を積極的に活用することとします。

また、取組みにより削減した光熱費などは、さらなる省エネ・再エネ設備の導入費用や、カーボン・オフセットガス、実質再生可能エネルギー100%電力の調達に活用します。

また、単年度に事業費が過度に集中することを避けるために、第6章の進捗管理において、まずは直近の目標である2030年度の二酸化炭素排出量の削減目標の達成を目指しながらも、各事業費の平準化を図っていきます。

第9章 方針の施行及び改定

この方針は、2026年4月21日から施行します。

なお、この方針は、脱炭素化の進捗状況や社会環境、技術動向等を踏まえ適宜改定していきます。

市有施設脱炭素化方針

浜松市産業部カーボンニュートラル推進課
〒430-8652 静岡県浜松市中央区元城町 103-2
TEL:053-457-2502 FAX:050-3730-8104
E-mail:ene@city.hamamatsu.shizuoka.jp
